

2024 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで5枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 古美術商のXは、昭和63年ころ、利息月5分、弁済期限同年8月末日の約定で、Yから7万8000円を借り受けた。
- 2 その際、Xは、Yに対して、白紙委任状と印鑑登録証明書を交付して、上記の金銭消費貸借契約につき公正証書を作成することを一任した。
- 3 これを受けて、Yは、Xの承諾なしに、元本10万9080円、遅延損害金日歩70銭（30日で2割1分）とする金銭消費貸借契約書を公正証書で作成した。
- 4 10万9080円という金額となったのは、元本7万8000円のほかに、これに対する月5分の割合による3ヶ月分の利息、YがXから支払を受けるためにX方に赴いた旅館宿泊料、公正証書作成料、弁護士への依頼費などを含むつもりであった。
- 5 その後、弁済期を過ぎてもXからの弁済はなく、またYも、弁済期経過後、約8年余りが経過するまで何らの交渉もしなかった。
- 6 平成10年3月に入り、YからXに対して元利合計227万余円の支払の請求があったので、Xは、同年3月7日付けの手紙で、Yに対し、「借入金を元金だけにまけてもらいたい。もしまけてくれるのであれば、なんとか同年中に月賦払いで全額返済する旨」申し出た。
- 7 しかし、Yは、その申し出には一切応じることなく、翌11年7月になって、上記公正証書に基づき、X所有の有体動産（掛け軸、壺等）に対する強制執行に着手した。
- 8 そこで、Xは、上記公正証書の記載は真実に反することのほかに、Xの債務はすでに5年の時効期間の経過によって消滅していると主張して、請求異議の訴えを提起した（以下「本件請求」という。）。

【注記】公正証書の効力自体も問題となり得るところ、ここでは一部有効であることを前提として、以下の問いに答えるように。また、以下のX・Yの立論に際して時効利益の放棄を法律構成として考える必要はない。

〔設問1〕 Yは、本件請求において、Xによる消滅時効の援用に対してどのような法的主張、法律構成をおこなって対抗していくことが予想されるだろうか。

〔設問2〕 Yの以上のような主張に対して、Xは、さらにどのような反論を展開して対抗してくることが考えられるだろうか。

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕～〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

1. 内縁の夫婦である夫 A 妻 B は、自身の居住目的で賃貸アパートの 102 号室（以下甲と呼ぶ）をアパートの所有者 C から月額 5 万円で賃貸し、賃借人 A、賃貸人 C を当事者とする甲の賃貸借契約を締結したうえで同居生活をしていた。なお賃貸借契約締結時には AB 間が法律婚ではないこともあって、B との同居について A は契約締結時に C には説明していなかった。
2. 同居を初めて 1 年後 A の浮気が発覚したことが原因で、AB 間の内縁関係が破綻し、A が当該アパートから退去する形で別居することとなった。また B は A の子と思われる P を懐胎しており、A 退去後 3 カ月経過した頃、男児 P を出産し、現在 P を養育しながら同室に居住している。なお A は P の出生につき認識しているものの、認知はしていない状況にある。
3. B は A の不貞行為を原因とする内縁関係の事実上の解消につき、不法行為に基づく慰謝料請求を検討している。甲の賃貸料については、別居後も A の銀行口座から引き落とされ続けており、A は B に対して別居を理由に甲の賃料相当分を負担することを求めていたが、B は別居の原因は A の不貞にあるとして、応じていない状況にある。
4. 後日 202 号室の住人から「赤ちゃんか猫のような声がうるさい」との苦情があったため、C が A に注意をするために甲（102 号室）を訪れたところ、A が退去した事実を確認し、現居住者が B であることにつき A から知らされておらず、用法順守義務違反もしくは賃貸人の承諾がない無断転貸がなされたとし、信頼関係が破壊されたことをもって A との賃貸借契約を解除することを通告するとともに、B 宛に甲からの退去を求めてきている。
5. A は甲の賃料負担につき不本意に感じていたこともあり、C からの解除請求に応じた上で、自身の別居後 6 カ月間にわたって負担していた賃料相当額につき B 宛に請

求するか、B が A 宛に別途主張する不貞行為に対する慰謝料請求と同額で相殺する旨の主張を行っている。

〔設問 1〕

上記の事情において、B および P の親子は、甲（102 号室）を退去しなければならない。いかなる法的構成が考えられ、どのような課題があるかについて、①信頼関係破壊を理由とする 541 条または 612 条解除の有効性の側面から、②B の居住権の保護の側面からの 2 点につき、B 側の視点に立って考えられる反論も想定しつつ起案しなさい。

〔設問 2〕

A が主張する 6 カ月の賃料相当額につき、B の A に対する慰謝料相当額と同額で相殺する旨の主張の妥当性について、自身の考えを述べなさい。

第3問（民事訴訟法）

AはBの代表者であり、Bは民事訴訟法29条の要件を満たす法人でない団体である。

Bの資産として甲土地があるが、甲土地は、Bの当時の代表者であったCの名義で登記された。

Aは、Cに対しAへの所有権移転登記手続を求める訴訟の原告になれるか。また、Bは、同様の登記手続を求める訴訟の原告になれるか。